

市町村別がん検診プロセス指標の公表について

がん検診の精度管理の指標としては、「技術・体制指標」「プロセス指標」「アウトカム指標（死亡率）」がある。

プロセス指標とは、検診事業を「受診者の募集」「検診」「精密検査」「治療」の各プロセスに分けて評価することにより、検診が効果（死亡率減少）につながるよう適切に行われているか、達成度を見るための指標である。

1 プロセス指標の公表について

当部会では、市町村報告に基づき、統一した方法で各市町村のプロセス指標値を算出・評価の上、平成 26 年度（平成 23 年度分の結果）より県ホームページにて結果を公表している。今回の公表は、平成 25 年度分の結果となる。

2 平成 25 年度分の調査結果について

県全体の指標値は、国の示す許容値を概ね満たしているが、一部、許容値に達していない項目もある。引き続き、精度管理の向上に取り組んでいく必要がある。なお、市町村別の指標値は、資料 1-2 のとおり。

		要精検率 (%)	精検受診率 (%)	がん発見率 (%)	陽性反応 的中度 (%)
胃がん	目標値・許容値	11.0%以下	70%以上	0.11%以上	1.0%以上
	H25 年度	8.44	83.3	0.149	1.76
	H24 年度	9.10	82.6	0.143	1.58
大腸がん	目標値・許容値	7.0%以下	70%以上	0.13%以上	1.9%以上
	H25 年度	8.86	54.0	0.204	2.30
	H24 年度	8.47	52.1	0.183	2.16
肺がん	目標値・許容値	3.0%以下	70%以上	0.03%以上	1.3%以上
	H25 年度	2.14	73.9	0.034	1.58
	H24 年度	2.01	74.3	0.032	1.58
乳がん	目標値・許容値	11.0%以下	80%以上	0.23%以上	2.5%以上
	H25 年度	6.31	86.5	0.207	3.28
	H24 年度	7.29	77.4	0.210	2.88
子宮頸 がん	目標値・許容値	1.4%以下	70%以上	0.05%以上	4.0%以上
	H25 年度	1.48	73.6	0.034	2.33
	H24 年度	1.35	74.7	0.041	3.01

3 公表資料（資料1-2）における受診率の算出方法について

- ・乳がん及び子宮頸がん検診の受診率については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下、「国指針」）で、以下の算定式が示されている。

2年に1回行うがん検診については、受診機会を必ず毎年度設けることとし、受診率は、以下の算定式により算定する。

$$\text{受診率} = \left(\frac{\text{前年度の受診者数} + \text{当該年度の受診者数} - \text{2年連続受診者数}}{\text{当該年度の対象者数}} \right) \times 100$$

*対象者数は、年1回行うがん検診の場合と同様の考え方で算定する。

- ・当算定式を使用するため、今回報告分より「前年度受診者数」及び「2年連続受診者数」の記入欄を設けたところであるが、年1回検診を実施している市町村より、「2年連続受診者数」を算出していない」「上記算定式では実際とは異なる受診率が算出されてしまう」等の意見があった。また、乳がん検診について年代と検査方法により異なる検診頻度を採用している市町村もあり、一律に上記算定式にあてはめることが出来ない旨の意見もあった。
- ・平成25年度分の集計にあたっては、両算出方法を併用（2年に1回実施の市町村では上記算定式により過去2年間の受診率、その他の市町村では単年度受診率を採用）することとした。
- ・但し、市町村間の比較・評価を可能とするためには、統一した方法でプロセス指標値を算出する必要がある。当部会では、国の示す上記算出式に、算出方法を統一する方針とし、市町村に対応を求めていくこととする。

<参考：受診率の算出方法について>

・がん検診の受診率には、「国民生活基礎調査の受診率」、「地域保健・健康増進事業報告の受診率」、「推計対象者を基にした受診率」の3つがあり、目的に応じて使い分けられている。

・複数の市町村のがん検診受診率を同一基準で比較・評価するにあたっては、「推計対象者数を基にした受診率」（以下の式により算出される「推計対象者」を分母に用いる方法）を使用することとされており、本調査結果でもこの方法を採用している。

40 歳以上（子宮頸がん検診は 20 歳以上）・男女ごとに、以下の計算式で算出した人数を「推計対象者数」とする。各係数は直近の国勢調査において報告された人数を用いる。

$$\text{算出式 } \boxed{\text{推計対象者数}} = \boxed{\text{市区町村人口}} - (\boxed{\text{就業者数}} - \boxed{\text{農林水産業従事者}})$$

（厚生労働省健康局総務課長通知（平成 21 年 3 月 18 日付健総発 0318001 号）より引

・この市町村間で比較・評価可能な受診率の算出方法について、今年度、国の「がん検診のあり方に関する検討会」及び「がん検診受診率等に関するワーキンググループ」で見直しを図られ、以下の考え方が示された。

『市町村がん検診の受診状況を比較するための指標は、「国民健康保険の被保険者数」を分母とし、「国民健康保険の被保険者のうち市町村事業におけるがん検診を受診した者」を分子とした値とするが現時点においては妥当である』

・これを受けて、平成 30 年度の地域保健・健康増進事業報告より、各市町村に対し、「対象者となる住民全体のうち国民健康保険の被保険者の数」及び「受診者のうち国民健康保険の被保険者の数」の報告が求められることとなった。